地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結 果について,宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので,同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年6月5日

宮城県監査委員	畠	山	和	純
宮城県監査委員	袋		Ī	E
宮城県監査委員	遊	佐	雅	宣
宮城県監査委員	谷均	也森	涼	子

- 1 監査委員の報告日
  平成19年3月27日
- 2 知事から通知のあった日
  平成19年5月21日
- 3 措置の内容

(別紙措置状況添付)

## 平成18年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

項目	結果・意見の概要	措置の内容
1 産業廃棄物の課税と施策目標と	平成14年度に策定した「廃棄物処理計画」では、新設導入した産業	推進計画は、循環型社会形成推進基本法と廃棄物処理法に基づき
の整合性について	廃棄物税の位置づけがなされていない。また,平成18年3月に策定さ	策定されたものであり、一般廃棄物と産業廃棄物を統合した廃棄物等
	れた「循環型社会形成推進計画」においても産業廃棄物税を活用した	の発生抑制、再使用、再生利用という3R(スリーアール)の取組を進
	事業の位置付けが明確になっていない。	めていくことで、循環型社会を形成していこうとする計画である。
	したがって,産業廃棄物税導入の趣旨を踏まえた充当事業が展開さ	この推進計画の中で産業廃棄物税については、産業廃棄物税の
	れるよう、今後,産業廃棄物税の活用を含めた具体的な施策や事業に	税収を活用した取組みを適切に実施することを明記し、推進計画を進
	かかる実施計画を明らかにしていく必要がある。	めていくにあたっての産業廃棄物税の重要性を位置付けている。
		このようなことから、産業廃棄物税導入の目的でもある循環型社会
		の形成という政策目標の達成状況や事業の有効性は、推進計画の進
		行管理とその適切な評価を行うことで把握されると考えている。
		従って、推進計画の進行管理の中で、今後の税収見込み及び分野
		別の事業規模などについて明らかにし、毎年度実施状況及びその効
		果について一元的に把握し、その結果を施策展開に反映させていく。
2 事業の実施運営について	産業廃棄物の処分量の割合が県3に対して仙台市2であり,また,仙	仙台市とは、産業廃棄物税活用事業のみならず、不法投棄防止の
(1)県と仙台市の連携について	台市には排出事業者が多いことを考えると,産業廃棄物施策につい	啓発的な事業など、県と市で共同して実施した方がより有効、 効率的
	て、仙台市にはより一層の役割を果たし、主体的な取り組みを進める	な事業については現在も共同して実施している。
	ことが期待される。	また、県が行うこととしている、「産業廃棄物の発生抑制」 減量化
	したがって,課税期間終了後の平成22年度からの対応としては,例	再資源化に向けた事業」についても、仙台市から市内の排出事業者
	えば基本施策を決める会議の実施や事業の共同主催など,仙台市と	情報等の提供を受けるなど、適宜連携しながら実施してきている。
	の事業のあり方を検討し,県全体についてバランスのとれた推進計画	今後とも、仙台市環境局との連絡会議などで、これまで以上に情報
	を実施するよう努める必要がある。	交換を密に行い、より一層連携をしながら事業を行っていくこととした
		ե \₀
(2)県庁内の連携について	平成17年度の庁内における事業調整としては,環境保全連絡会議	循環型社会形成に向けた取組は、全庁的・横断的に推進していく必
	で宮城県循環型社会推進計画をテーマにした会合を1回持ったほか	要があると認識している。特に廃棄物の3Rは、環境生活部だけで取
	は,関係課の班長会を4回開催したに止まっている。	り組める課題ではないことから、推進計画の策定に当たっては、部局
	循環型社会への関心の高まりとともに、産業廃棄物対策関連法令が	横断的な会議での検討を踏まえ、最終的には環境保全連絡調整会議

	拡大整備されていく中で,循環型社会推進施策を広範囲に進めていく	において原案を決定したものである。
	には庁内の連携を強化し,環境生活部だけでなく全庁的・横断的に広く	また、バイオマス利活用マスタープランや家畜排せつ物の利用の
	事業運営に取り組む必要がある。	促進を図るための宮城県計画などの策定、県産材利活用に関する検
		討会など、廃棄物の38に関連する事業や計画についても、当課職員
		が参画し、各部との連携を図っているところである。
		さらに、産業廃棄物税活用事業を所管する部課の範囲について
		は、 平成 17 年度は資源循環推進課3事業、廃棄物対策課2事業であ
		ったが、平成 18 年度は資源循環推進課6事業、廃棄物対策課3事
		業、環境政策課1事業、平成 19 年度は資源循環推進課8事業、廃棄
		物対策課3事業、その他環境生活部2事業、農林水産部6事業、経済
		商工観光部2事業が予定されており、全庁的・横断的に広く事業運営
		に取り組む体制を整えつつある。
		今後とも、推進計画の進行管理や産業廃棄物税活用事業の実施な
		どについては、環境保全連絡調整会議などを活用して調整を図り、循
		環型社会の形成に向け、より一層全庁的な連携を強めながら取り組
		むこととしたい。
3 納税者や県民に対する説明等	産業廃棄物税が,循環型社会を構築するために必要なものとして,	産業廃棄物税については、循環型社会の形成という特定の目的の
について	新たに導入した税制度である以上,納税者や県民に対して,県は,詳	ために導入した税であり、その税収や使途については、広く公表し、
	細な説明や報告をする責任がある。今後,内容や方法についても十分	説明責任を果たす必要があると考える。
	検討して県民への説明責任を果たすよう努められたい。	これまで、活用事業については、当課のメールマガジン等で紹介
		するほか、補助事業の募集、交付対象者の決定などについては当課
		ホームページに掲載し幅広〈PRに努めてきた。また、平成 19 年3月
		には、資源循環推進課のホームページに「産業廃棄物税活用事業」
		の専用項目を設け、全ての産業廃棄物税活用事業の事業概要及び
		事業費を年度別に掲載したところである。
		今後においても、ホームページを更に充実するなどして、説明責任
		を果たしていくこととしたい。